

# 農地集約化促進事業の概要

近畿農政局経営・事業支援部農地政策推進課  
令和8年3月26日

# 1-①. 農地集約化促進事業の概要

令和7年度補正予算額 8,000百万円  
※ 都道府県基金と併せて交付

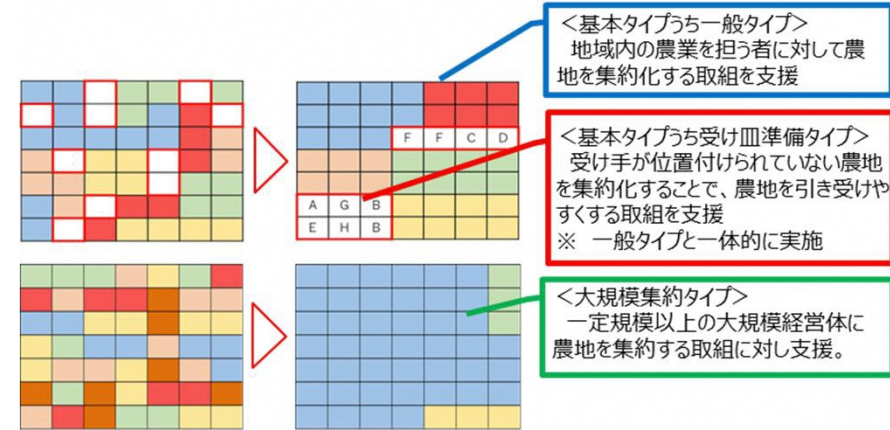
## 集約化加速タイプ（共通要件）

### ＜ 交付要件（集約化目標年度までにいずれかの要件を満たすこと）

令和8年度に事業実施の場合、集約化目標年度は令和12年度）

- 「地域」の農地面積に占める次に掲げる①及び②の団地面積の割合が10ポイント以上又は20ポイント以上増加すること
  - 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積＜一般タイプ＞
  - 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積＜受け皿準備タイプ＞

※ 中山間地域・樹園地の場合は0.5ha  
※ ②の場合、①と一体的に取り組みこと
- ①及び②の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、①及び②又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること。
- 事業実施年度の翌年度までに事業の計画と目標地図の整合を図った上で地域計画を変更し、公告すること。



## 1. 集約化加速タイプ（基本タイプ）

- 農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域、また集約化の取組に併せ、受け手が位置付けられていない農地を集約化し当該農地を引き受けやすくする取組に対して、支援金を交付します。

### ＜ 交付対象面積 ＞

以下により新たに団地化(増加)した面積

- 農地バンクからの転貸面積
- 農地バンクを通じた農作業受託面積（基幹3作業以上）

### ＜ 交付単価表 ＞

	地域の団地面積の割合	交付単価	
		一般タイプ (農作業受託)	受け皿準備タイプ
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)	0.5万円/10a
区分2	20ポイント以上増加 既に30%以上の地域は1団地 当たりの平均面積が1.5倍以上	3.0万円/10a (1.5万円/10a)	1.5万円/10a

注：機構への貸付期間は6年以上であること  
区分2は、いずれかの要件を満たすこと

## 2. 集約化加速タイプ（大規模集約タイプ）

- 集約化加速タイプの基本タイプに取り組む地域の中で、一定規模以上の大規模経営体に農地を集約する取組に対して支援金を交付します。

### ＜ 交付要件（集約化目標年度までに集約化加速タイプの共通要件に加え、以下の要件を要件をすべて満たすこと）

- 交付対象農地となる団地が次の面積規模要件を満たすこと
  - 当該団地を耕作する者の経営規模（実施地域内）が**15ha以上**であること。  
※中山間地域は7.5ha、樹園地は2ha
  - 当該団地を耕作する者の1団地の面積が5ha以上であること。  
※中山間地域は2.5ha、樹園地は1ha

### ＜ 交付対象面積 ＞

以下により新たに団地化(増加)した面積

- 農地バンクからの転貸面積

### ＜ 交付単価表 ＞

交付単価
5.0万円/10a

注：機構への貸付期間は6年以上であること

# 1-②. 農地集約化促進事業の概要

## 3. 集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）

- 地域計画の目標地図において受け手が位置付けられていない農地（受け手不在農地）を団地化し、地域外からの受け手を受け入れやすくする取組に対して、支援金を交付します。

### 〈 交付要件（集約化目標年度までに以下の要件をすべて満たすこと）

令和8年度に事業実施の場合、集約化目標年度は令和12年度

- (1) 地域内の白地農地を団地化し、4ha以上の誘致団地を形成
- (2) 誘致団地内の全ての農地について、10年以上の中間管理権を設定
- (3) 新たな担い手に誘致団地を転貸すること

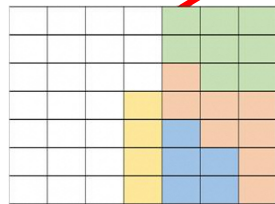
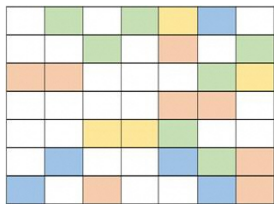
※ 新たな担い手とは、事業実施年度の前年度の2月末時点で当該農地の地域計画に「農業を担う者」として位置付けられておらず、集約化目標年度までに当該地域の地域計画に新たに位置づけられた経営体。

### 〈 交付対象面積 〉

- ・ 誘致団地面積

### 〈 交付単価表 〉

交付単価
5.0万円/10a



### 〈 誘致団地創出タイプ 〉【新規】

受け手が位置付けられていない農地を団地化し、地域外から受け手を受け入れやすくする取組を支援  
 ※ 基本タイプ・大規模集約タイプと併用可能（同一農地について受け皿準備タイプとの併用は不可）

## 4. 地域集約化実現タイプ

- 農地中間管理機構（農地バンク）を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、支援金を交付します。

### 〈 交付要件 〉

- (1) 目標地図内の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が5割以上であること。

### 〈 交付単価表 〉

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価
	一般地域	中山間地域	
1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
2		80%超	2.6万円/10a

注：中山間地域（農林統計上の中間農業地域、山間農業地域（旧市区町村別））

### 〈 交付対象面積 〉

- ・ 農地バンクへの貸付面積（貸付期間10年以上）

### 〈 農地バンクの活用率（累積） 〉

$$\left[ \frac{\text{農地バンクへの貸付総面積}}{\text{「地域」の農地面積}} \right]$$

## 2 - ①. 農地集約化促進事業の交付要件（基本タイプ・大規模集約タイプ）

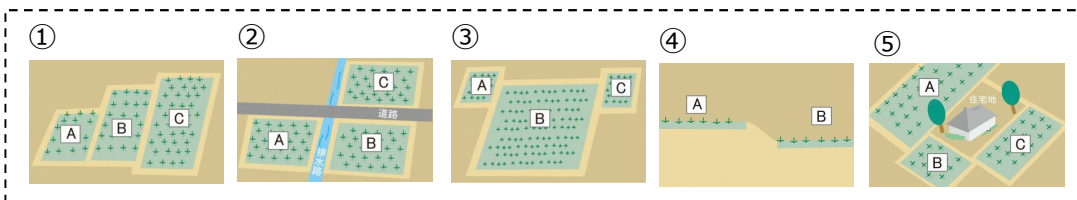
### ■ 交付要件（①、②又は③の要件を満たす必要があります。）

○ 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、以下同じ。）の団地面積の割合が、集約化目標年度（事業実施年度から起算して5年目の年度）までに

- ① 10ポイント以上増加、② 20ポイント以上増加、
- ③ 既に地域内の同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」においては、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が、1.5倍以上にすること

● 「団地」とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地をいいます。

- ① 畦畔で接続する2筆以上の農地
- ② 農道又は水路等を挟んで接続する2筆以上の農地
- ③ 各々一隅で接続する2筆以上の農地
- ④ 段状に接続する2筆以上の農地
- ⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地



### ● 「1団地当たりの平均面積」の計算式

$$1 \text{ 団地当たりの平均面積} = \frac{\text{「地域」の農地面積}}{\text{同一の耕作者の団地数}}$$

※分母となる団地数には、独立する1筆の圃場も1団地としてカウントします。

- 事業実施年度の翌年度までに事業の計画と目標地図の整合性を図った上で地域計画を変更し、公告すること

○ 農地の集約化による効果に係る次のいずれかの成果目標を設定すること

- ① 販売額又は所得額の10%以上の増加 ② 生産コストの10%以上の削減 ③ ほ場作業時間の10%以上の削減 等

※ 目標を設定することが要件です。

※ 設定した目標の達成状況は、農地集積・集約化状況にて報告いただく必要があります。

### ■ 交付要件の達成時期

- 集約化目標年度において達成している必要があります。

※ 集約化目標年度において交付要件を満たしていない地域は、改善計画の作成を行い目標達成に向けた取組を行う必要があります。

### ■ 交付金の返還

- 集約化目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付された支援金を返還する必要があります。
- 集約化目標年度に交付対象面積に満たなかった場合は、交付された支援金の差額を返還する必要があります。

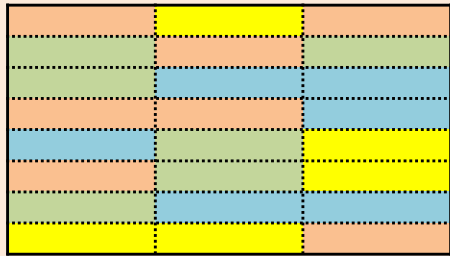
## 2 - ②. 農地集約化促進事業の交付要件の確認 (基本タイプ・大規模集約タイプ)

### ■ 交付要件確認の例

#### ① 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が、集約化目標年度までに10ポイント以上増加すること

【取組前】

・地域の農地面積7.2ha (1区画0.3ha)



・同一の耕作者の1ha以上の団地面積  
団地面積：0ha

・地域の農地面積に占める割合

$$0\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 0\%$$

【取組後】

・地域の農地面積7.2ha (1区画0.3ha)



・同一の耕作者の1ha以上の団地面積  
団地面積：1.2ha

・地域の農地面積に占める割合

$$1.2\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 16.7\%$$

$$16.7\% - 0\% = 16.7\text{ポイント増加} \Rightarrow \text{交付要件①に適合}$$

#### ② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が、集約化目標年度までに20ポイント以上増加すること

【取組前】

・地域の農地面積7.2ha (1区画0.3ha)



・同一の耕作者の1ha以上の団地面積  
団地1～2の合計面積：2.7ha

・地域の農地面積に占める割合

$$2.7\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 37.5\%$$

【取組後】

・地域の農地面積7.2ha (1区画0.3ha)



・同一の耕作者の1ha以上の団地面積  
団地1～3の合計面積：5.4ha

・地域の農地面積に占める割合

$$5.4\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 75.0\%$$

$$75.0\% - 37.5\% = 37.5\text{ポイント増加} \Rightarrow \text{交付要件②に適合}$$

#### ③ 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する1団地(独立した一筆のほ場合含む)当たりの平均面積が、集約化目標年度までに1.5倍以上となること

【取組前】

・地域の農地面積9ha (1区画0.3ha)

団地1	6	9
団地1	7	10
団地1	団地2	11
団地1	団地2	12
団地1	団地2	13
団地2	8	14
団地4	団地3	15
団地4	団地3	16
団地4	団地3	17
5	団地3	18

同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合  
 $3.9\text{ha} / 9\text{ha} = 43.3\%$

・地域の農地面積：9ha

・地域の団地数：18団地

・地域の1団地当たりの平均農地面積

$$9\text{ha} \div 18\text{団地} = 0.5\text{ha/団地}$$

【取組後】

・地域の農地面積9ha (1区画0.3ha)

団地1	団地1	6
団地1	団地1	団地1
団地1	団地2	7
団地1	団地2	8
団地1	団地2	9
団地2	団地2	10
団地4	団地3	団地5
団地4	団地3	団地5
団地4	団地3	団地5
団地4	団地3	団地5

同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合  
 $7.5\text{ha} / 9\text{ha} = 83.3\%$

・地域の農地面積：9ha

・地域の団地数：10団地

・地域の1団地当たりの平均農地面積

$$9\text{ha} \div 10\text{団地} = 0.9\text{ha/団地}$$

$$0.9\text{ha/団地} \div 0.5\text{ha/団地} = 1.8\text{倍} \Rightarrow \text{交付要件③に適合}$$

## 2 - ③. 農地集約化促進事業の交付額の計算方法（基本タイプ・大規模集約タイプ）

### ■ 交付対象面積

$$\text{交付対象面積 (転貸)} = \text{対象期間内の転貸面積のうち 新たに団地化した面積}$$

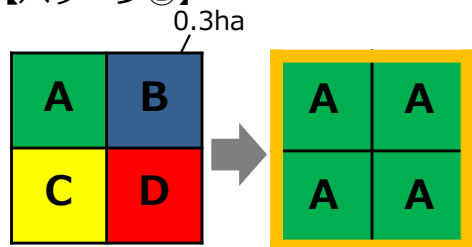
●「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から集約化目標年度（事業実施年度から起算して5年目の年度）の2月末までの転貸面積（予定を含む）です。

ただし、集約化奨励金又は地域集積協力金（集約化タイプ）、農地集約化促進事業（集約化加速タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外です。

●「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から集約化目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

#### 〈例：新たに団地化した面積〉

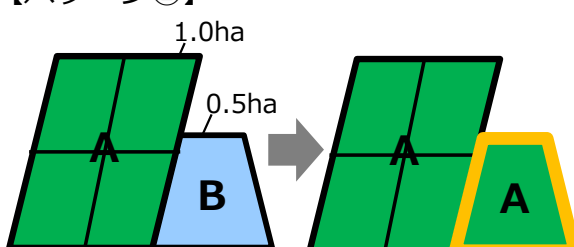
【パターン①】



1ha以上の団地面積：0ha  
1ha以上の団地面積：1.2ha

$$\text{交付対象面積} : 1.2 - 0 = 1.2\text{ha}$$

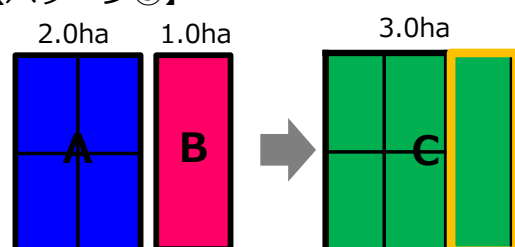
【パターン②】



1ha以上の団地面積：1.0ha  
1ha以上の団地面積：1.5ha

$$\text{交付対象面積} : 1.5 - 1.0 = 0.5\text{ha}$$

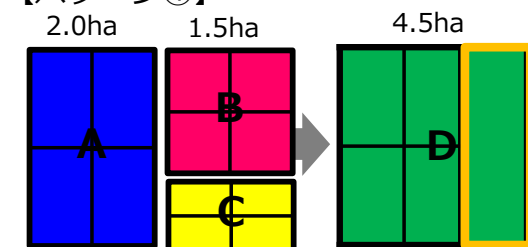
【パターン③】



1ha以上の団地面積：2.0ha  
1ha以上の団地面積：3.0ha

$$\text{交付対象面積} : 3.0 - 2.0 = 1.0\text{ha}$$

【パターン④】



1ha以上の団地面積：2.0ha (※)  
1ha以上の団地面積：4.5ha

$$\text{交付対象面積} : 4.5 - 2.0 = 2.5\text{ha}$$

※ 1ha以上の複数団地で新たに団地化する場合、団地化前の一番面積の大きい団地を事業実施前の団地面積とします

### ■ 交付額

$$\text{交付額} = \text{交付対象面積} \times \text{交付単価}$$

●「転貸」と「農作業受託」で、交付単価と交付対象面積が異なります。

※農地集約化支援金の交付は、同一の農地に対して一度限りです。

## 2-④. 農地集約化促進事業の交付要件（基本タイプうち受け皿準備タイプ）

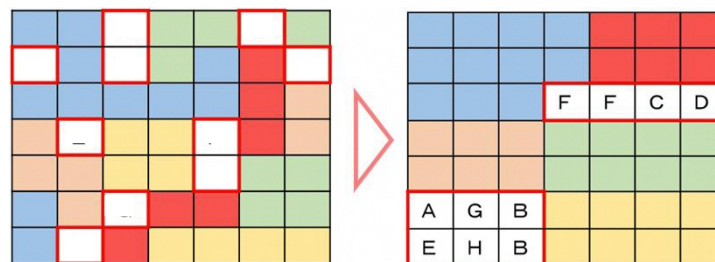
### ■ 交付対象地域

- 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地化に取り組む場合には、地域計画が策定されている地域であることが必要です。

### ■ 交付要件（①、②又は③の要件のいずれかを満たす必要があります。）

- 「地域」の農地面積に占める（1）同一の耕作者が耕作する農地及び（2）目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、以下同じ。）の団地面積の割合が、集約化目標年度（事業実施年度から起算して5年目の年度）までに
  - ① 10ポイント以上増加、② 20ポイント以上増加、
  - ③ 既に地域内の同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」においては、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が、1.5倍以上にすること

- 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地とは、目標地図において「今後検討等」とされた受け手が直ちに見つからない農地を指します。
- 農業を担う者が位置付けられていない農地であれば、耕作者が同一でなくとも2筆以上で隣接していれば、団地として取り扱います。



- 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の増加（基本タイプ）と一体的に取り組むことが必要です。

- 目標地図において受け手が位置付けられていない農地による団地化のみでは交付対象となりません。
- 1団地当たりの交付対象面積の上限は4ha（中山間地域2ha）

- 目標地図との整合を図りつつ、集約化目標年度（事業実施年度から起算して5年目の年度）までに、目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地を同一又は隣接の耕作者に転貸することが必要です。

- 集約化目標年度までに団地化を図りつつ、目標地図に新たに位置付けた又は位置付ける予定の地域外の新たな担い手や隣接する既存の農業者に当該団地を転貸することが必要です。
- 事業実施年度の翌年度までに事業の事業の計画と目標地図の整合性を図った上で地域計画を変更し、公告すること

※ 団地の定義、1団地当たりの平均面積、農地の集約化による効果に係る成果目標の設定は一般タイプと同様です。P3参照

## 2 - ⑤. 農地集約化促進事業の交付要件（誘致団地創出タイプ）

### ■ 交付対象地域

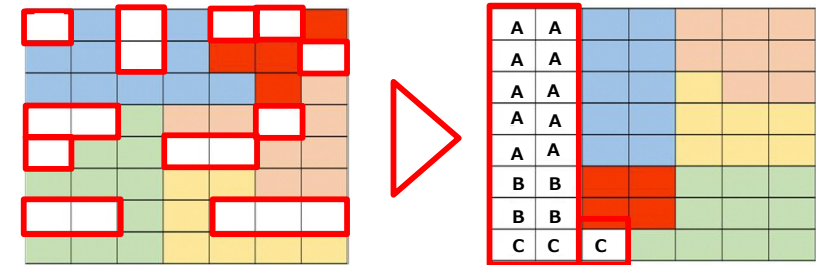
- 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地化に取り組む場合には、地域計画が策定されている地域であることが必要です。

### ■ 交付要件（①、②及び③のすべて要件を満たす必要があります。）

○ 事業実施年度の前年度の2月末から集約化目標年度（事業実施年度から起算して5年目の年度）までに

- ① 地域内の農業を担う者が位置付けられていない農地を団地化し、4 ha以上の誘致団地を形成
- ② 誘致団地内の全ての農地に10年以上の中間管理権を設定
- ③ 新たな受け手に誘致団地を転貸すること

- 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地とは、目標地図において「今後検討等」とされ、受け手が直ちに見つからない農地を指します。
- 新たな受け手とは、事業実施年度の前年度の2月末時点で当該農地の地域計画に「農業を担う者」として位置付けられておらず、集約化目標年度までに当該地域の地域計画に新たに位置付けられた経営体。



○ 目標地図との整合を図りつつ、集約化目標年度（事業実施年度から起算して5年目の年度）までに、目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地を新たな受け手に転貸することが必要です。

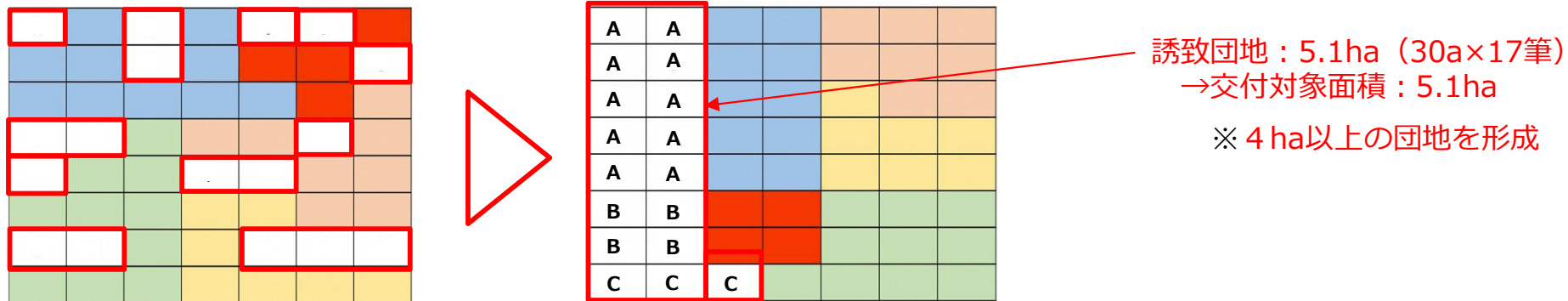
- 集約化目標年度までに団地化を図りつつ、目標地図に新たに位置付けられた受け手に当該団地を転貸することが必要です。
- 事業実施年度の翌年度までに事業の計画と目標地図の整合性を図った上で地域計画を変更し、公告すること

## 2 - ⑥. 農地集約化促進事業の交付要件（誘致団地創出タイプ）

### ■ 交付対象面積

- 誘致団地内の農地面積
- ただし、農地集約化促進事業（集約加速化タイプ）の交付を受けたことのある農地（地域集積協力金交付事業（集約化タイプ）、集約化奨励金交付事業の交付を受けたことのある農地も同じです。）は対象外とします。

〔地域の農地面積：14.7ha（30a×49筆）〕



### ■ 交付単価

- 5万円/10a

### ■ 交付要件の達成時期

- 集約化目標年度において達成している必要があります。

※ 集約化目標年度において交付要件を満たしていない地域は、改善計画の作成を行い目標達成に向けた取組を行う必要があります。

### ■ 交付金の返還

- 集約化目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付された支援金を返還する必要があります。
- 集約化目標年度に交付対象面積に満たなかった場合は、交付された支援金の差額を返還する必要があります。

事業実施期間（集約化目標年度）：5年間

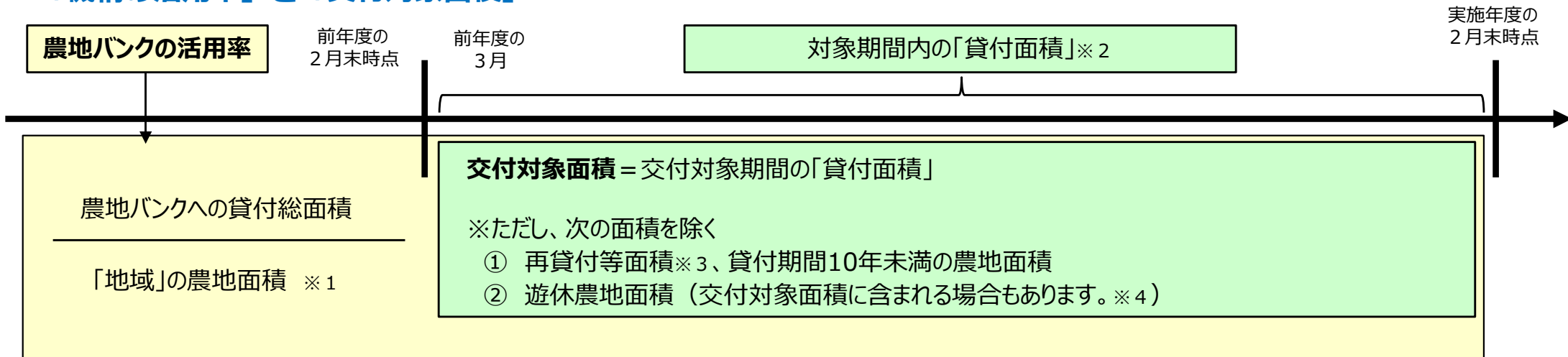
改善期間：1年間



### 3-①. 農地集約化促進事業（地域集約化実現タイプ）の交付額の計算方法

- 目標地図内の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が5ha以上であること
- 交付額は、対象期間内に農地バンクへ貸付けた農地面積に「農地バンクの活用率」に応じて設定された交付単価を乗じて算定

#### ■ 「機構の活用率」と「交付対象面積」



- ※1 「地域」の農地面積は、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用農地等の面積を除いた面積とすることができます。
- ※2 原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までの間に農地バンクに貸し付けられた農地面積をいいます。
- ※3 過去に農地バンクに貸し付けられた農地が再度、農地バンクに貸付け等された面積をいいます。
- ※4 農地バンクに貸し付けられた遊休農地と隣接する農地の耕作者が、当該遊休農地を借り受ける場合に限り、当該遊休農地についても、交付対象面積に含めることができます。

#### ■ 交付額

$$\text{交付額} = \text{交付対象面積} \times \text{交付単価}$$

- 交付単価は農地バンクの活用率によって、「一般地域」と「中山間地域」で異なります。

※中山間地域（農林統計上の中間農業地域、山間農業地域（旧市区町村別））

※地域集約化実現タイプの交付は、同一の農地に対して1度限りです。

〈交付単価表〉

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価
	一般地域	中山間地域	
1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
2		80%超	2.6万円/10a

### 3-②. 農地集約化促進事業（地域集約化実現タイプ）の「中山間地域」の範囲

○ 地域集約化実現タイプの「中山間地域」とは、次の要件を満たす地域です。

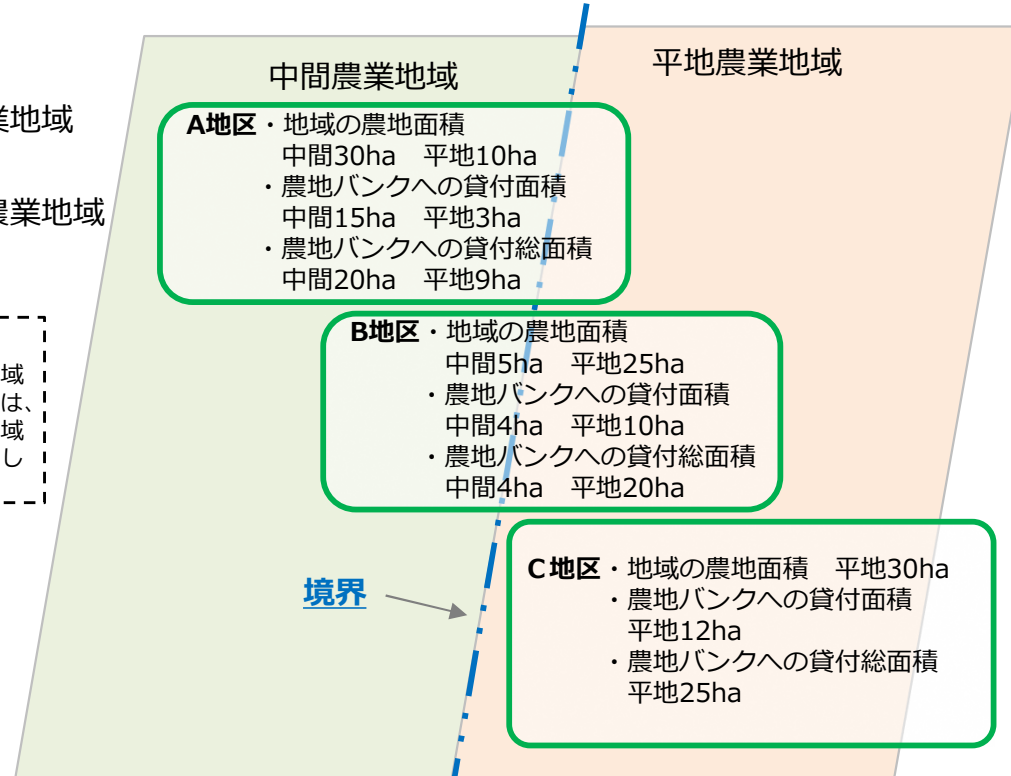
① 農林統計上用いられている地域区分（旧市区町村別）の中間農業地域又は山間農業地域に該当する地域

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価
	一般地域	中山間地域	
1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
2		80%超	2.6万円/10a

【一般地域】  
都市的地域、平地農業地域

【中山間地域】  
中間農業地域、山間農業地域

〈境界地域の取扱い〉  
申請地域の地域設定が、中山間地域と一般地域の境界を跨いでいる場合は、当該地域内の中山間地域分と一般地域分の交付額をそれぞれ算定し、合算した額を交付するものとします。



**A地区**・地域の農地面積  
中間30ha 平地10ha  
・農地バンクへの貸付面積  
中間15ha 平地3ha  
・農地バンクへの貸付総面積  
中間20ha 平地9ha

**B地区**・地域の農地面積  
中間5ha 平地25ha  
・農地バンクへの貸付面積  
中間4ha 平地10ha  
・農地バンクへの貸付総面積  
中間4ha 平地20ha

**C地区**・地域の農地面積 平地30ha  
・農地バンクへの貸付面積  
平地12ha  
・農地バンクへの貸付総面積  
平地25ha

(右図の**A地区**の場合)

- 中山間地域分
  - ・農地バンクの活用率： $20\text{ha} \div 30\text{ha} = 66.7\%$
  - ・交付額： $2.0\text{万円}/10\text{a} \times 15\text{ha} = 300\text{万円}$
- 一般地域分
  - ・農地バンクの活用率： $9\text{ha} \div 10\text{ha} = 90\%$
  - ・交付額： $2.0\text{万円}/10\text{a} \times 3\text{ha} = 60\text{万円}$
- 合計： $300\text{万円} + 60\text{万円} = 360\text{万円}$

(**B地区**の場合)

- 中山間地域分
  - ・農地バンクの活用率： $4\text{ha} \div 5\text{ha} = 80\%$
  - ・交付額： $2.0\text{万円}/10\text{a} \times 4\text{ha} = 80\text{万円}$
- 一般地域分
  - ・農地バンクの活用率： $20\text{ha} \div 25\text{ha} = 80\%$  ※
  - ・交付額：※80%以下のため交付されません。
- 合計： $80\text{万円} + 0\text{万円} = 80\text{万円}$

(**C地区**の場合)

- 一般地域分
  - ・農地バンクの活用率： $25\text{ha} \div 30\text{ha} = 83.3\%$
  - ・交付額： $2.0\text{万円}/10\text{a} \times 12\text{ha} = 240\text{万円}$
- 合計： $240\text{万円}$

# 農地集約化促進事業の活用イメージ

## ▶ 地域計画のブラッシュアップに向けた協議の場での話し合いの流れ

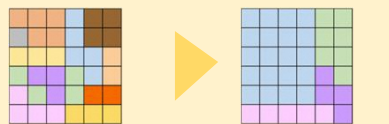
### 農地の出し手と受け手の意向把握

- ・ 将来の農地利用の姿を明確にするため、農業委員会等による所有者及び耕作者の双方の意向を丁寧に把握
- ・ 意向把握のデータを基に土地利用形態ごとにゾーニング
- ・ 耕作者の意向を踏まえ、担い手等の受け手が効率的に営農できるよう農地の集積・集約化

### 事業活用に向けた話し合い

- ・ 農地の集積・集約化を進める中で、農地集約化促進事業を活用できないか検討
- ・ 事業計画図面を基に支援金の交付イメージを見える化

(算出イメージ)



(農地バンク活用前)

(農地バンク活用後)

(交付額)

#### 水色団地

→集約化加速タイプ(大規模集約タイプ)

- ▶新たに団地化した面積×交付単価(5万円/10a)

#### 緑・紫・ピンク団地

→集約化加速タイプ(基本タイプ)

- ▶新たに団地化した面積×交付単価(1~3万円/10a)

#### 地域内の農地

→地域集約化実現タイプ

- ▶農地バンクに貸し付けた農地面積

### 事業活用に向けた現場調整

- ・ 計画図面を基に農地の受け手・出し手と農地バンクを通じた農地の集積・集約化に向けて調整
- ・ 支援金の活用用途について、地域で協議  
(支援金は地域の合意の下、地域の実状に応じて柔軟に活用できます)

(活用イメージ)



獣害柵の設置



農業用機械の購入

### 地域計画の変更

- ・ 地域計画の変更について、
  - ▶ 集約化加速タイプの場合は“事業実施年度の翌年度”までに
  - ▶ 地域集約化実現タイプの場合は交付要件「目標地図における同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が5割以上」を事業申請時に達成できていない場合は
    - 事業の計画と目標地図の整合を図った上で地域計画を変更し、公告

地域計画(目標地図)の早期実現に向けて  
農地バンクを通じた貸借により農地の集約化を加速

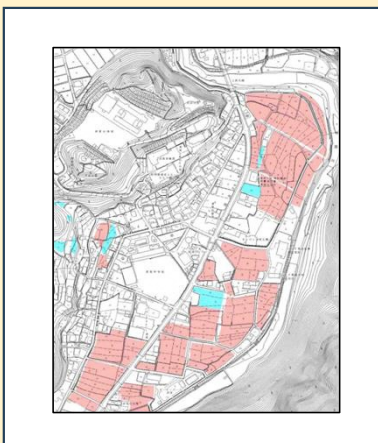
# 農地集約化促進事業の活用イメージ

## 1 既存の農用地利用集積計画(相対契約)から農用地利用集積等促進計画(農地バンク)に切り替え (地域集約化実現タイプ)

### (ケース①)

地域のほとんどの農地を大規模経営体が耕作している

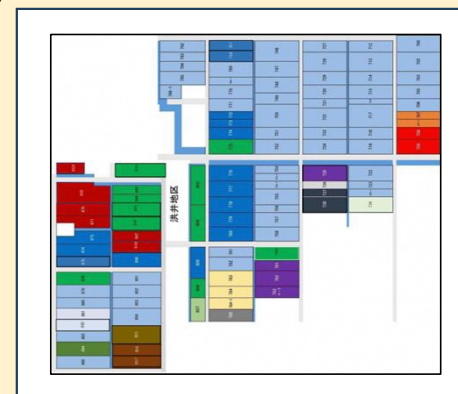
(目標地図例)



### (ケース2)

一定程度、集約は進んでいるものの、複数の耕作者が地域の農地を耕作している

(目標地図例)



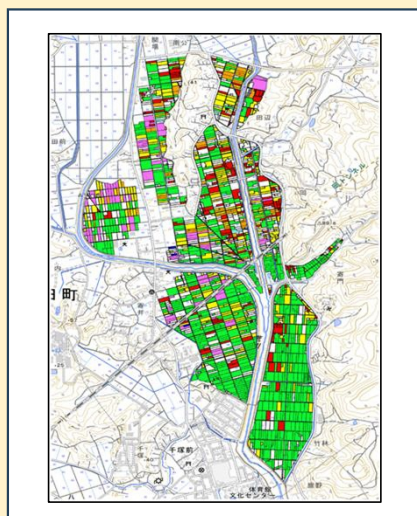
- 農用地利用集積計画に基づき設定された賃借権等(相対契約)を農地バンクを介した賃借権等に切り替えることで、農地集約化促進事業(地域集約化実現タイプ)の活用が可能!
- 農地バンクの活用率に応じた交付単価により、支援金を交付

農地バンク活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
80%超	60%超~80%以下	2.0万円/10a
	80%超	2.6万円/10a

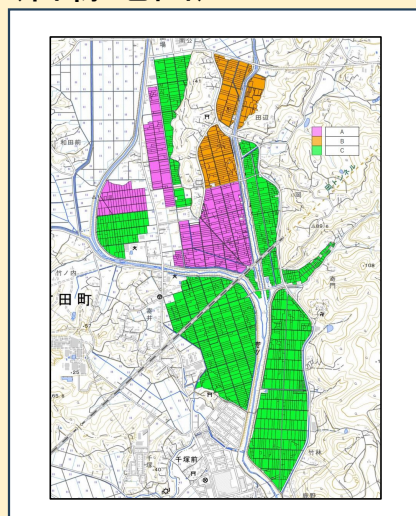
# 農地集約化促進事業の活用イメージ

## 2 集約化加速タイプ + 地域集約化実現タイプ

(現況地図)



(目標地図)



### ● 地域集約化実現タイプ

・農地バンク活用率に応じて支援金を交付

農地バンク活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
80%超	60%超～80%以下	2.0万円/10a
	80%超	2.6万円/10a

### ● 集約化加速タイプ

・団地面積の増加割合に応じて支援金を交付

地域の団地面積の割合	交付単価
10ポイント以上増加	1.0万円/10a
20ポイント以上増加	3.0万円/10a
既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

### 支援金算出イメージ

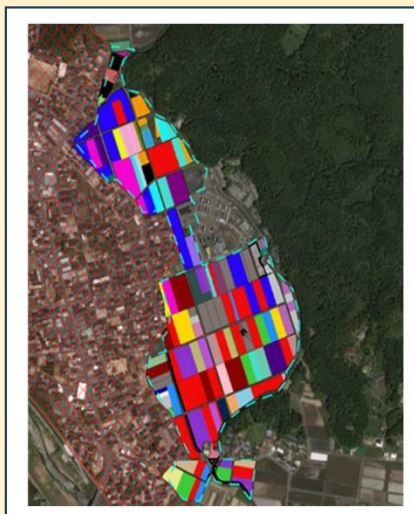
●地域集約化実現タイプ : 農地バンクに貸し付けた面積 × 交付単価 = 交付額  
(2～2.6万円/10a)

●集約化加速タイプ : 新たに団地化した面積(同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積) × 交付単価 = 交付額  
(1～3万円/10a)

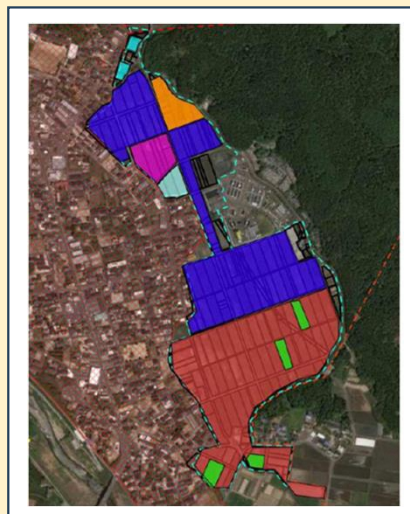
# 農地集約化促進事業の活用イメージ

## 3 集約化加速タイプ(基本タイプ + 大規模集約タイプ)

(現況地図)



(目標地図)



### ●大規模集約タイプ

- 基本タイプの要件に加え、①・②の要件を満たすことで5.0万円/10aの交付

交付対象地域内で事業実施後に経営体の

- ① 耕作面積が15ha(中山間:7.5ha、樹園地:2ha)以上
- ② 1団地当たりの面積が5ha以上  
(中山間:2.5ha、樹園地1ha)

地域の団地面積の割合	基本タイプ	大規模集約タイプ
10ポイント以上増加	1.0万円/10a	5.0万円/10a
20ポイント以上増加	3.0万円/10a	
既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上		

### 支援金算出イメージ

●基本タイプ(オレンジ・ピンク・水色): **新たに団地化した面積**(同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積) × **交付単価** = 交付額  
(1~3万円/10a)

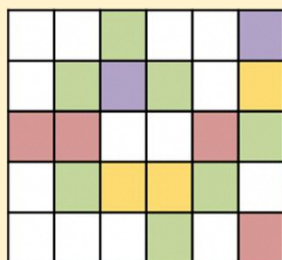
●大規模集約タイプ(青・赤): **新たに団地化した面積**(同一の耕作者が耕作する5ha以上の団地面積) × **交付単価** = 交付額  
(5万円/10a)

# 農地集約化促進事業の活用イメージ

## 4 集約化加速タイプ(基本タイプ + 誘致団地創出タイプ)

### (現況地図)

地域の農地面積 9 ha (1 区画30a)



地域で企業誘致や地域外の担い手の誘致に向けて話し合い

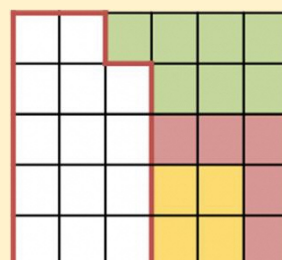
### ●誘致団地創出タイプ

#### 【交付要件】

- (1) 地域内の受け手不在農地を団地化し、4 ha以上の誘致団地を形成
- (2) 形成する誘致団地の全ての農地に10年以上の中間管理権を設定
- (3) 形成した誘致団地を新たな受け手に転貸

### (事業実施期間)

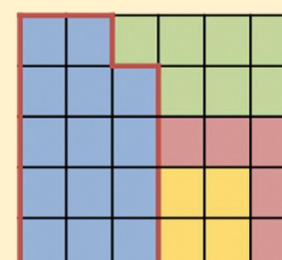
地域の農地面積 9 ha (1 区画30a)



受け手不在農地を団地化  
(上記の場合4.2haで交付要件を満たす)

### (目標地図)

地域の農地面積 9 ha (1 区画30a)



集約化目標年度までに  
新たな受け手に転貸

	誘致団地創出タイプ
交付単価	5.0万円/10a

### 支援金算出イメージ

●基本タイプ(赤・黄・緑) : **新たに団地化した面積**(同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積) × **交付単価** = 交付額  
(1~3万円/10a)

●誘致団地創出タイプ(青): **誘致団地面積**(団地化した4ha以上の受け手不在農地の団地面積) × **交付単価** = 交付額  
(5万円/10a)